

具体的な取り組み

I. 総合生活改善闘争

1. 雇用の維持・確保

雇用の維持・確保については、その優先度や重要性について様々な場を通じて対処し、労使で共通認識を図ってきました。

このようななか、雇用をとりまく環境については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響などにより完全失業者数は増加しており、有効求人倍率についても低水準にあるなど、雇用指標は悪化傾向にあります。また、働き方や雇用の多様化、加えて第4次産業革命やその先の未来社会「Society5.0（ソサエティ 5.0）」がもたらす企業の構造変化による雇用への影響も懸念されています。

電線関連産業においては、グローバル化や国内需要の停滞を背景とした、さらなる企業の海外進出などによる国内産業の空洞化や、業績改善を目的とした企業の事業構造改革などにより厳しさが継続しています。電線各社においても、コロナ禍による国内外市場の低迷や価格競争の激化、操業の低下などに伴う特別休業への対応に加え、事業再編などの事業構造改革が実施されていることから、「改訂 経営・雇用対策指針」に基づき、これまでの取り組み経過や電線関連産業をとりまく環境を認識しつつ、雇用の安定に向けて、引き続き春季闘争期間中も含め取り組みます。

- (1) 雇用の維持・確保を、最優先すべき最大の課題と位置づけ、雇用の安定に向けて、継続的な取り組みを推進していきます。
- (2) 引き続き日常からの経営対策を行うこととし、事業の再編など事業構造改革に伴う会社提案に対しては、事前協議を大前提に労使協議体制を強化していくこととします。

2. 賃金

賃金については、「全電線 中期基本政策」に沿い、取り組んでいきます。

取り組みにあたっては、これまでの賃上げの流れを止めることのないよう連合・JCMの方針を考慮しつつ、将来の電線関連産業を担う「人への投資」として、実質賃金の維持・向上と物価動向、賃金の社会性や横断性、成長・成果の公正な分配、世間の動向や過去の獲得状況、全電線の賃金実態と他産業との賃金格差、個人消費の拡大による経済の自律的成長と社会の持続性の実現等の観点から、魅力ある労働条件整備に向けた対応を継続的に図っていくこととします。また、社会保障制度などに対する将来への不安の解消に向けては、実質可処分所得の改善を図ると

もに、社会保障の充実と安定化を求めていく必要があります。

(1) 賃金改善

- 1) 実質生活の維持・向上、賃金の社会性などの観点から「定期昇給をはじめとする賃金構造維持分の確保」を図ったうえで、ベースアップのみではなく賃金原資増額の観点や賃金カーブの是正、底上げ、格差是正など、幅広い概念での位置づけで、賃金改善に取り組みます。
- 2) 「電線産業にふさわしい賃金水準」の実現に向け、中期的にJCMが設定する基幹労働者（技能職35歳相当）の「あるべき水準」を参考に取り組むこととします。

JCM が設定する「あるべき水準」（35歳相当・技能職個別賃金）

目標基準：各産業をリードする企業の組合がめざすべき水準；

基本賃金 338,000 円以上

到達基準：全組合が到達すべき水準； 基本賃金 310,000 円以上

最低基準：全組合が最低確保すべき水準；基本賃金 248,000 円以上

- 3) 大手追従、大手準拠からの転換を図る観点や格差の実態を踏まえ、賃金水準が低位にある単組は、主体的判断のもと3,000円以上の賃金改善に取り組むこととします。
- 4) 賃金構造維持分が制度上で確保されていない単組は、賃金制度の確立や賃金構造維持分確保のための仕組みづくりに向け取り組みを行うこととします。また、賃金構造維持分として4,500円の要求をしたうえで、賃金改善に取り組むこととします。
- 5) 初任給については、個別賃金強化や将来の電線関連産業を担う人材の確保・定着の観点から、賃金管理の出発点であることを重視し、18歳高卒正規入社初任給を到達闘争として、JCMが中期的目標として設定する177,000円をめざすこととし、各単組の実態に応じ、計画的に引き上げに取り組むこととします。
- 6) 企業内最低賃金については、18歳の位置づけで協定化を図るとともに、具体的水準については到達闘争として165,000円以上に引き上げていきます。
- 7) JC共闘として「JC ミニマム（35歳）210,000円」の取り組みを推進します。
- 8) 組合員と雇用形態の異なる労働者についても、組合員に見合った水準を確保できるよう取り組むこととします。

(2) 賃金制度の確立・整備

単組の主体的な取り組みのもと、公平・公正な賃金制度の確立を図り環境整備を進めるとともに、年齢別最低賃金について検証を含めた取り組みを行います。

(3) 登録・表示

「賃金構造維持分の実施結果」「賃金改善の個別結果」「35歳個別賃金」「18歳高卒正規入社初任給」「企業内最低賃金」について、登録・表示をすることとします。

3. 年間一時金

「全電線 中期基本政策」および「2020年春季闘争総括」に基づき、「一時金は生活水準の維持・向上を図るための年間賃金の一部である」との考え方を堅持するなかで、一時金の構成要素を、生活を守るとの観点に立脚した好・不況にかかわらず必要不可欠な「生活保障部分（固定部分）」と、成果・業績を反映し、その適正な還元を求めていく「成果反映部分（変動部分）」とに分けて要求を設定します。

また、年間での重要性を認識し、生活安定につながる水準に向けた対応を図るべく「年間一時金」の確保に取り組みます。

(1) 要求方式

年間要求方式での夏季・年末折半とします。

(2) 要求設定方法

- 1) 「生活保障部分（固定部分）」については、生活給的要素を踏まえて全電線で統一的に設定します。
- 2) 「成果反映部分（変動部分）」については、職場における協力・努力や企業業績・短期的な成果の還元等の要素に基づき、各単組において設定することとします。
- 3) 要求は、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」をトータルし、「新平均基準内賃金」の月数で表示することとします。

(3) 要求基準

要求基準については、「生活保障部分（固定部分）」と「成果反映部分（変動部分）」を併せて5ヵ月中心とします。なお、「産別ミニマム基準」については「平均原資年間4ヵ月」とします。

(4) 配分

- 1) 配分については、「産別ミニマム基準」の確保を大前提に、これまでの取り組み経過を踏まえつつ、各単組組合員の納得性に立って取り組むことと

します。

- 2) 査定分については、その内容を明らかにし、配分の明確化に努めることとします。

(5) 登録・表示

- 1) 要求時に「新平均基準内賃金」の月数を登録・表示し、妥結時には月数・金額を登録・表示することとします。
- 2) 35歳ポイントにおける査定分を含む妥結月数・金額、平均ベースにおける妥結金額についても登録することとします。

(6) 長期療養による全休者などへの対応

- 1) 生活保障の観点からこれまでの取り組み経過を踏まえ取り組むこととします。
- 2) 組合員と雇用形態の異なる労働者についても、組合員に見合った水準を確保できるよう取り組むこととします。

4. 退職金

「全電線 中期基本政策」を踏まえ、退職金には、「長きにわたり企業の発展を支え続けてきた労働者の功労的な要素」も含まれていることなどや、「安定した老後生活保障の確保を最重点とする社会保障の補完的給付」の位置づけを基本に全体水準の引き上げに向け取り組みます。加えて企業年金制度、低勤続者層退職金、死亡・私傷病退職金等、その改善・充実に向け取り組みます。

(1) 銘柄

「高卒・勤続 42 年・60 歳・標準労働者」を基本に、現行水準の開示の取り組みを進めていくこととします。

(2) 取り組みにあたって

- 1) 現行水準が低位にある単組は、格差の実態を踏まえ、単組の主体的判断のもと、格差是正に取り組むこととします。
- 2) これまでの到達水準 1,600 万円以上に未到達で「中卒・勤続 35 年・60 歳」で取り組む単組は、現行水準との乖離を認識するなかで、年次計画的取り組みも視野に入れ、到達に向けての労使合意形成を図っていくこととします。
- 3) 現行水準とこれまでの到達水準との乖離が極めて大きい単組については、到達方式を基本に置きつつも、着実な改善に結びつけていく観点から、その補完として、到達水準と現行水準との格差等を踏まえた上げ幅での要求設定を、当該単組の主体的判断のもとに行っていくこととします。
- 4) 企業年金制度の充実に向け、十分な労使協議を行うなかで取り組みを進めることとします。

5. 労働諸条件および働く環境の改善

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

ワーク・ライフ・バランスの実現は、社会的に必要性を増しており、働き方の満足度を向上させ、労働に対する魅力を高めるうえでも重要です。仕事と家庭の両立支援を充実させるとともに、仕事と生活の調和が図れるよう、働く者のニーズに合ったバランスの取れた働き方が必要となっていることから、現行水準が低位にある単組は、単組の主体的判断のもと、春季闘争期間中も含め、通年で取り組むこととします。

1) 労働時間短縮

年間総実労働時間の到達目標である1,800時間の達成に向けて、まずは当面の目標である1,900時間台の定着を推進し、年間休日125日と1日の所定労働時間7.5時間をめざした所定内労働時間の短縮、時間外労働の削減および休暇取得の推進を前進させるべく「労働時間等設定改善法」に基づき各労使で専門委員会等を設置し、協議を進めていくこととします。

2) 次世代育成支援

① 仕事と家庭の両立支援を図るための「次世代育成支援対策推進法」への対応については、一般事業主行動計画策定には労働組合が参画するとともに、引き続き行動計画における実施状況のフォローを行うなど、諸制度のさらなる充実を図ることとします。また、すべての単組において労使で行動計画策定の取り組みを行い、内容の点検・充実に取り組むこととします。

② 育児については、育児休業をはじめとした各種制度の整備・定着を進めるとともに、仕事と生活の調和が図れる職場環境の整備に向けた企業福祉を促進し、子育てしながら安心して働くことができる社会の実現に取り組むこととします。

3) 介護・看護

「2016～2017年度 政策委員会検討結果」および「ワーク・ライフ・バランスにかかわる法令等に対する全電線の基本的考え方」に沿い、働き続けながらも、介護・看護に対応でき得る就労環境の整備に努めるとともに、引き続き制度の充実と活用促進に向けた実効性のある取り組みを進め、すべての労働者が法の趣旨に基づく制度の対象となるよう努めていくこととします。

(2) 60歳以降の労働環境

「全電線 中期基本政策」を踏まえ、労働者の立場に立った労働条件の向上に向け、現行制度の内容整備・実施状況の点検など、春季闘争期間中も含め各

単組の実態に即し取り組むこととします。

60歳以降も働くことを希望する方が安全に安心して働き続けられる環境づくりに向けて、既に65歳までの定年延長について導入されている単組もあることや、定年の引き上げ、定年廃止、賃金水準など「同一価値労働同一賃金」の観点から均衡・均等待遇の実現をめざし、取り組むこととします。

(3) 組合員と雇用形態の異なる労働者の対応

全電線「中期基本政策」に沿い、同じ職場の働く仲間として、雇用の安定と職場の安全確保、公正な労働条件の確保、および受け入れ時の対応など、労使協議の充実を図ります。

また、同一労働同一賃金の法整備に伴い、正社員との間に不合理な待遇差が無いかが、経営側に確認するなどチェック・フォローに取り組むこととします。

(4) 男女共同参画の推進

「女性活躍推進法」に基づく、一般事業主行動計画については、策定が2022年4月1日以降、101人以上の企業に義務化されることを踏まえ、すべての単組で策定されるよう、取り組みを進めていくこととします。

6. 生活環境の改善と産業政策の実現

(1) 連合の取り組み

「2020年度 重点政策実現の取り組み」を春季生活闘争の労働諸条件改善の取り組みとともに運動の両輪として引き続き推し進める。

「働くことを軸とする安心社会—まもる・つなぐ・創り出す—」の実現に向けた政策課題について、政府・政党・各議員への働きかけ、審議会対応、「連合アクション」などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開する。with/after コロナにおける連合運動を踏まえ、各種取り組みを推進する。

- 1) 企業間における公正・適正な取引関係の確立に向けた取り組み
- 2) 税による所得再分配機能の強化に向けた取り組み
- 3) すべての人が安心して働き暮らせるよう、社会保障制度の充実・確保に向けた取り組み（年金、医療・介護、子ども・子育て支援など）
- 4) 意欲ある高齢者が安心して働くことのできる環境整備に向けた取り組み
- 5) 改正法の趣旨を踏まえた女性活躍推進とハラスメント対策のさらなる取り組み
- 6) 教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充に向けた取り組み

(2) JCMの取り組み

金属労協として政府・政党に対し、適宜、必要な新型コロナ対応を求めていくとともに、ものづくり産業・金属産業の健全な発展とそこに働く者の生活向上に向け、

- I. マクロ経済政策
- II. 産業政策
- III. バリューチェーン政策
- IV. 環境・エネルギー政策
- V. 国際労働政策

という5つの柱の下に、「2020年政策・制度要求」の実現を図ります。

(3) 全電線の取り組み

「生活の安心・安定」をめざし、生活環境の改善と産業政策の充実の重要性を認識するなかで、連合・JCMの取り組みとの連動性を強く意識し、構成組織の一員として積極的に参画していきます。

具体的な活動としては、「全電線 中期基本政策」を踏まえ、全電線として連合・JCMへの展開や電線経連・電線工業会、各省庁、協力議員などへの申し入れや意見交換を行いながら幅広い取り組みを推進していきます。

また、付加価値の適正循環の実現に向けては、経済産業省の「金属産業取引適正化ガイドライン」や電線工業会の「電線業界の取引適正化のために（取引適正化ガイドライン）」を推進するとともに、「全電線 政策・制度要求【重点項目】」などを活用し、協力議員へ要請するなど要求実現に向けた取り組みを進めていきます。

II. 闘争の推進

1. 基本的考え方

(1) 連合およびJCMとの共闘強化

1) 連合の取り組み

- ① すべての労働者を対象とし、「底上げ」「底支え」「格差是正」の実現に重点を置いた闘争を展開するために、連合・構成組織・地方連合会は、その機能と力量を最大限発揮すべく、重層的かつ総がかりでの共闘体制を構築する。
- ② 格差是正や社会的な賃金相場の形成には、賃金に関する様々な情報の社会的な共有を進めることも大切である。加えて、賃金制度そのものの存否や公開の有無が、賃金の下支えに大きく影響することを踏まえ、構成組織は賃金制度整備や交渉力強化に向けた支援を強化する。
- ③ 「地域の活性化には地域の中小企業の活性化が不可欠」をスローガンに、「笑顔と元気のプラットフォーム」を通じて地域のあらゆる関係者との連携をはかるとともに、地域ごとに、通年の取り組みとして「地域活性化フォーラム」を開催する。
- ④ 「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪と位置づけ、国民全体の雇用・生活条件の課題解決に向け、政策・制度実現の取り組みと連動させた運動を展開する。
- ⑤ 「2021 連合アクション」の取り組みと連動し、すべての働く人に「春季生活闘争」のメカニズムや 2021 闘争の意義と目的を周知するとともに、消費者のマインドを上げて互いが互いを支え合う社会をつくる「消費者のマインドにプラスワン」や倫理的な消費行動の必要性などを広く社会に呼びかける。あわせて、「05(れんごう)の日」の取り組みなどを通じ、構成組織、地方連合会が一体となって行動・発信する。
- ⑥ 労働基本権にこだわる闘争の展開をはかる。

2) JCM の取り組み

- ① 要求提出は、集計対象組合を中心に2月24日(水)までに行い、ただちに労使交渉を開始します。また、金属労協として交渉日程を可能な限り揃え、共闘の相乗効果を高めていきます。
- ② 各産別は、産別交渉、巡回折衝など、産別レベルでの取り組みを強化し、各単組の交渉を支える取り組みを行います。
- ③ 具体的な闘争日程は、戦術委員会、中央闘争委員会で確認します。
- ④ 闘争の山場については、共闘全体として最大限の効果を引き出せるよう、連合の拡大戦術委員会との連携の下、戦術委員会、中央闘争委員会で決定します。
- ⑤ JC 共闘全体として、3 月 月内決着の取り組みを強化し、中小労組の早期

回答引き出しと格差是正の前進に向けて、相乗効果を追求します。

3) 全電線の取り組み

- ① 連合に対しては、構成組織の一員としての責任と役割を自覚して取り組んでいきます。具体的には、連合の開催する「中央闘争委員会」「金属共闘連絡会議」「金属部門連絡会」において、具体的な戦術論議に参画していきます。
- ② JCM に対しては、共闘組織の一員としての責任と役割を果たすべく共闘強化に尽力していきます。具体的には、JCM の開催する「戦術委員会」「中央闘争委員会」「書記長会議」など各種会議に参画するなかで、全電線としての意見を反映していきます。また、各産別との情報交換を積極的に進め、春闘情勢の的確な把握に努めていきます。

(2) 産業別統一闘争の充実・前進

- 1) 産業別統一闘争をより一層充実させる観点から、連合・JCM の戦術や全体的な春闘動向を踏まえつつ、産別自決を基本として各単組の自力・自決体制を強化するなかで、「生活の安心・安定をめざす」ための取り組みを、全単組が一体となって推進していきます。
- 2) 各単組は、経済情勢、産業・企業実態等とりまく環境を十分に把握・認識するなかで、最善の結果を導き出すための、より充実した労使交渉・折衝を精力的に展開することとします。こうした観点から、Aブロック単組は自力体制を強化するなかで、前段交渉から山場にかけてのあらゆる局面において先導的役割を果たしていくとともに、BC ブロック中戦単組がそれに続き、BC ブロック単組も自力・自決体制、交渉力を強化するなかで最大限の交渉を展開し、全体での相乗効果の向上に努めていくこととします。
- 3) 全単組・全組合員が一体となった闘争を推進する観点から、各種機関等においては、各単組がそれぞれの置かれた状況をお互いに理解しあうなか、十分な意志統一を図っていくこととします。
- 4) 闘争を強化させる観点から、各単組の協力のもとで調査活動の充実を図っていきます。

2. 具体的取り組み

(1) 闘争組織について

1) 中央戦術委員会

中央戦術委員会を設置し、各交渉に向けて開催していきます。具体的な闘争戦術について十分な論議を行い、闘争の充実・前進を図るとともに、有効かつ適切な戦術配置を決定していきます。

2) 中央闘争委員会

中央闘争委員会を設置し、適切な闘争指導を行うとともに、中央戦術委員会で決定された方針・対策の徹底を図っていきます。

3) 各ブロック委員長会議

各ブロック委員長会議を適宜開催し、闘争指令の徹底、意志結集などを行っていくとともに、各ブロック単組が共通認識のもとで闘争が推進できるよう十分な情報交換と論議を行っていきます。

(2) 闘争日程について

1) 要求提出と交渉・折衝の強化

- ① 2月22日(月)を統一要求提出日とし、積極的な交渉・折衝を展開することとします。
- ② 統一交渉は2回設定し、自主的な交渉・折衝を含め積極的な交渉を展開することとします。
- ③ Aブロック単組に対し巡回折衝を行い、交渉結果を分析し、以降の交渉の促進に向けた意志統一を図っていきます。

2) 闘争の山場の設定

- ① 闘争の山場ゾーンは3月*日~*日とし、決着に向け最大限の追い上げを図ることとします。
- ② 回答指定日および山場ゾーンの対策などについては、中央戦術委員会のなかで決定していきます。

3) 当面の日程配置

1月28日(木)	第203回中央委員会
2月16日(火)	産別労使会議
17日(水)	第1回中央戦術委員会
22日(月)	統一要求提出日
日()	第2回中央戦術委員会
3月2日(火)	第1回統一交渉日
日()	第3回中央戦術委員会
3月9日(火)	第2回統一交渉日
日()	第4回中央戦術委員会
*日~*日(*)	山場ゾーン

(3) 産別における交渉の推進

- 1) 闘争前段において産別労使会議を開催し、要求に沿った検討を要請していきます。
- 2) 電線経連と折衝を適宜行い、中央戦術委員会の決定内容に沿って、経営側に検討を要請していきます。

(4) 各地協における交渉対策と中央・地方集会への参加

各地協は、全電線の方針に沿って各種対策に積極的に取り組むこととします。また、連合が開催する中央・地方の集会に積極的に参加することとします。

(5) 教宣活動の強化

情報伝達については、その正確さと迅速さを期し、万全の体制を確立します。具体的には、電子メール、電線 NET など複合的に活用していきます。

中央戦術委員会設置について

2021年春季闘争を成功させるため、全電線中央戦術委員会を設置します。

1. 名 称 全電線中央戦術委員会
2. 目 的 2021年春季闘争における具体的な闘争戦術について論議を行い、産業別統一闘争の充実・前進を図るものとします。
3. 性 格 中央委員会の補助機関として、一定の決定権を持つものとします。
4. 構 成 Aブロック4名、BCブロック6名、中執7名の計17名とし、全電線中央執行委員長の委嘱とします。
5. 任 務 各委員は、目的達成に向けて全電線組織全体の代表としての自覚を持ち、的確な情報分析の上に立ち、戦術配置を決定していくものとします。
6. 運 営 中央戦術委員会の議長は、全電線中央執行委員長があたるものとします。
7. 任 期 2021年春季闘争終結までとします。
8. 財 務 一般会計
9. 中央戦術委員

小川 富春 (古河電工)	佐藤 裕二 (中 執)
窪田 直樹 (住友電工)	石橋 進一 (中 執)
大住 正樹 (フジクラ)	高川 暢宏 (中 執)
高橋 英人 (昭 和)	三栗野伸一 (中 執)
戸丸 晴樹 (沖)	本間 義信 (中 執)
富岡 克彦 (東 特)	大川 宗久 (中 執)
伊藤 隆徳 (FMGW)	伊藤 佑 (中 執)
阿部 文一 (タ ツ タ)	
坂井 純一 (O C C)	
伊藤 泰史 (住友電装)	